

沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議設置要綱

[平成28年12月28日付け子ども生活福祉部長決定]

(趣旨)

第1条 「沖縄県子どもの貧困対策計画」(以下「計画」という。)に掲げられている施策等の実施状況や効果等の分析・評価を行い、子どもの貧困対策についての意見を聴取することにより、計画の効果的な推進を図るため、沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

(組織)

第2条 会議は、子どもの貧困対策について見識を有する別に定める者をもって構成し、構成員の人数は15人以内とする。

2 会議には、構成員の互選により、座長を置く。

3 座長は、会議の議事を整理する。

4 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(任期)

第3条 構成員の任期は、3年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は再任されることができる。

(会議の招集)

第4条 有識者会議は、必要に応じて座長が招集する。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、子ども生活福祉部子ども未来政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に選任する第2条第1項の構成員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議 構成員名簿

令和2年5月8日決定
(順不同、敬称略)

No.	代表区分	氏 名	ふりがな	所属団体・役職名
1	学識	本村 真	もとむら まこと	琉球大学 人文社会学部 人間社会学科教授
2		山内 優子	やまうち ゆうこ	名桜大学 非常勤講師
3		比嘉 昌哉	ひが まさちか	沖縄国際大学 総合文化学部 人間福祉学科教授
4	福祉	上原 裕	うえはら ひろし	沖縄県児童養護協議会 会長
5		小那覇 涼子	おなは りょうこ	公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 沖縄県マザーズスクエアゆいはあと統括責任者
6		大城 喜江子	おおしろ きえこ	一般社団法人まちづくりうらそえ 代表理事
7		松本 大進	まつもと だいしん	NPO法人サポートセンターゆめさき 理事長 沖縄県子ども若者みらい相談プラザsorae 統括
8	教育	前田 比呂也	まえだ ひろや	浦添市立神森中学校 教諭
9	保健医療	徳永 義光	とくなが よしみつ	沖縄県医師会 理事
10	就労支援	永吉 哲三	ながよし てつぞう	公益社団法人沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 統括責任者
11	人権擁護	横江 崇	よこえ たかし	弁護士(美ら島法律事務所)
12	経済団体	福地 敦士	ふくち あつし	沖縄県商工会議所連合会 総務部長
13	市町村	儀間 規予子	ぎま きよこ	那覇市こどもみらい部 副部長
14		与儀 司	よぎ つかさ	北谷町住民福祉部 子ども家庭課長
15	公募	糸数 温子	いとかず あつこ	一般社団法人daimon 職員

沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議開催要領

平成29年2月14日
沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議座長決定

(会議の公開等)

- 第1条 会議は原則公開するものとする。ただし、座長は、公開することにより公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 2 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議結果の公表等)

- 第2条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。
- (1) 会議の議題
 - (2) 会議の日時及び場所
 - (3) 出席した委員の氏名
 - (4) 議事の要旨
- 2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、座長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

- 第3条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。

沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議傍聴要領

平成29年2月14日

子どもの貧困対策に関する有識者会議座長決定

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 会議の傍聴定員は10名です。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、座長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。

沖縄県子どもの貧困対策に関する施策評価実施要綱

[平成28年12月28日 子ども生活福祉部長決定]

(目的)

第1条 この要綱は、本県の子どもの貧困対策の総合的な計画である「沖縄県子どもの貧困対策計画」(以下「計画」という。)の施策等の点検評価(以下「施策評価」という。)に関する基本的な事項を定めることにより、本県の子どもの貧困対策の着実な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 各部等

知事公室、総務部、企画部、環境部、子ども生活福祉部、保健医療部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、教育委員会及び警察本部をいう。

(施策評価の対象)

第3条 施策評価の対象は、次のとおりとする。

(1) 計画に定める重点施策

(2) その他、各部等が実施する子どもの貧困対策に資する施策

(施策評価の種類及び内容)

第4条 施策評価の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 毎年度の施策の進捗状況の点検等

毎年度、施策の進捗を点検するとともに、施策の効果を検証するもの

(2) 中間評価・最終評価

計画の3年目及び最終年度において、計画の成果や課題等を総括するもの

(施策評価結果の公表)

第5条 施策評価の結果は、公表するものとする。

(施策評価結果の活用)

第6条 施策評価の結果は、施策の改善に反映させるよう努めるとともに、予算要求等への活用を図るものとする。

(実施要領)

第7条 施策評価の実施に関して必要な事項については、別に要領を定めるものとする。

(制度の改善)

第8条 施策評価の方法については、必要に応じ改善を図るものとする。

(庶務)

第9条 施策評価の実施に係る庶務は、子ども生活福祉部子ども未来政策課において行う。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

沖縄県子どもの貧困対策に関する施策進捗状況点検実施要領

[平成29年3月29日決定]

1 趣旨

この要領は、沖縄県子どもの貧困対策に関する施策評価実施要綱(以下「要綱」という。)第4条第1号に定める「毎年度の施策の進捗状況の点検等」(以下「点検等」という。)の実施に関し必要な事項を、要綱第7条に基づき定めるものとする。

2 点検等の対象

要綱第3条第1号及び第2号に定める事項とする。

3 点検等の実施時期

原則として、前年度末までの実績について、毎年度9月頃を目途に点検等を実施するものとする。

ただし、要綱第4条第2号に定める中間評価又は最終評価を行う年度においては、点検等は行わない。

4 点検等の主な視点

- (1) 沖縄県子どもの貧困対策計画(以下「計画」という。)の指標は改善に向かっているか。
- (2) 計画の重点施策を着実に実施しているか。
- (3) 施策を推進する上で生じた課題や計画策定後の環境変化等に対し、対応を図っているか。

5 点検等の方法

- (1) 子ども生活福祉部は、各部等に施策点検等の実施を依頼する。
- (2) 各部等は、子どもの貧困対策に関する事業の実施状況をまとめ、子ども生活福祉部に提出するものとする。
- (3) 子ども生活福祉部は、点検等の適切な実施を図る観点から各部等に対し必要な調整及び支援を行うものとする。
- (4) 子ども生活福祉部は、前年度の施策の実施状況等を別紙の「沖縄県の子どもの貧困の状況及び沖縄県の子どもの貧困対策の実施状況」(以下「実施状況」という。)としてとりまとめ、沖縄県子どもの貧困対策推進会議(以下「推進会議」という。)に提出するものとする。
- (5) 推進会議において、施策の進捗状況を確認するものとする。
- (6) 推進会議で確認を行った施策の進捗状況については、沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)の意見聴取を行うものとする。
- (7) 子ども生活福祉部は、有識者会議から意見があった事項について関係する各部等の意見も踏まえ対応方針を整理した上で、実施状況を点検等の結果としてとりまとめるものとする。

6 点検等の結果の公表

- (1) 子ども生活福祉部は、点検等の結果をとりまとめた場合は、沖縄県庁ホームページなどにおいて速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県子どもの貧困対策に関する中間評価及び最終評価実施要領

[平成30年2月1日決定]

1 趣旨

この要領は、沖縄県子どもの貧困対策に関する施策評価実施要綱(以下「要綱」という。)第4条第2号に定める「中間評価・最終評価」の実施に関し必要な事項を、要綱第7条に基づき定めるものとする。

2 中間評価・最終評価の対象

要綱第3条第1号及び第2号に定める事項とする。

3 中間評価・最終評価の主な視点

- (1) 沖縄県子どもの貧困対策計画(以下、「計画」という。)に定める目標値の達成状況
- (2) 計画に定める重点施策等(以下、「重点施策等」という。)の取り組み状況
- (3) 重点施策等の実施に係る成果及び課題
- (4) 重点施策等の成果や課題を踏まえた今後の展開方向

4 中間評価・最終評価の方法

- (1) 子ども生活福祉部は、要綱第2条第1号の各部等に対し、評価を行うための目標値及び重点施策等の取組に係る検証実施を依頼する。
- (2) 各部等は、「指標等検証票」(様式1)及び「重点施策等検証票」(様式2)を作成し、子ども生活福祉部に提出する。
- (3) 子ども生活福祉部は、評価の適切な実施を図る観点から各部等に対し必要な調整及び支援を行う。
- (4) 子ども生活福祉部は、検証結果に基づき評価結果をとりまとめ、沖縄県子どもの貧困対策推進会議(以下「推進会議」という。)に提出する。
- (5) 推進会議において、評価結果を確認するものとする。
- (6) 推進会議で確認を行った評価結果については、沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)の意見聴取を行うものとする。
- (7) 子ども生活福祉部は、有識者会議の意見も踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめる。
- (8) 子ども生活福祉部は、評価結果を、計画の見直しに活用する。

5 評価結果の公表

- (1) 子ども生活福祉部は、評価結果をとりまとめた場合は、沖縄県庁ホームページなどにおいて速やかに公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。